

令和 6 年 6 月 26 日

日本放送協会における臨時目的放送に係る衛星基幹放送の
業務の廃止の認可
(令和 6 年 6 月 2 6 日 諮問第 7 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(庄司課長補佐、長沼係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会における臨時目的放送に係る衛星基幹放送の業務の廃止の認可

1 諮問の概要

日本放送協会（NHK）（会長：稲葉 延雄）は、令和6年1月1日に発災した能登半島地震に関連し、臨時対応として、「BSプレミアム」のチャンネルで金沢放送局の番組の放送を行っていたが、「BSプレミアム」に係る衛星基幹放送の業務が3月31日に廃止されることを踏まえ、3月29日に臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）に係る衛星基幹放送の業務の認定を受け、地上テレビジョン放送の受信対策として、4月1日以降も金沢放送局の番組の放送を行ってきたところである。

NHKにおいては、今般、被災地の道路や電力等の復旧作業が進み、ケーブルテレビの復旧に一定の目途がつくなど、被災地で必要な情報を取得するための環境が整ってきたこと等から、臨時目的放送としての目的・役割を果たしたと判断し、臨時目的放送に係る衛星基幹放送の業務を廃止することとして放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第86条第1項の規定に基づく業務の廃止に係る認可申請があったところ、法第177条第1項第2号の規定に基づき、当該認可について諮問するものである。

2 審査の概要

本件業務は、被災地である能登半島北部の市町が、ケーブルテレビを通じて地上テレビジョン放送を視聴することができない状況が継続したことから、被災地におけるケーブルテレビの被害や復旧状況等を踏まえ、地上テレビジョン放送の受信対策として臨時かつ一時の目的のために行われてきたものであるところ、被災地において、地上テレビジョン放送の視聴環境が整っている仮設住宅への入居や被災地のケーブルテレビ事業者の対応等により、衛星放送だけでなく地上テレビジョン放送を通じて生活に必要な情報を入手することが可能な状況となっていること、また、NHKは、臨時目的放送終了後も、地上テレビジョン放送や衛星放送等の様々な手段を活用して、引き続き被災地に必要な情報を伝えていくこととしていること等を踏まえ、法第86条第1項の規定に基づき、業務の廃止について認可することが適当であると考えられる。

3 業務を廃止しようとする時期

令和6年6月30日（予定）

4 参照条文

○放送法（昭和25年法律第132号）

（放送の休止及び廃止）

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三（略）

2～5（略）

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第一百十条の二 基幹放送事業者（第四百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二 法第一百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項において「休廃止日」という。）の前日から起算して九十日前から当該休廃止日の前日までの間（協会又は学園の休止又は廃止にあつては、当該休止又は廃止に係る認可を受けた後遅滞なく）、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

- 一 当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送
- 二 当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き
- 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法

2（略）

3 法第一百十条の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 基幹放送に係る臨時目的放送を休止し、又は臨時目的放送の業務若しくは臨時目的放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合

四（略）